

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（条例第一号）（財政課）

一 制定の理由

地方自治法施行令の一部が改正され、知事の調査権の対象となる法人の範囲が、県が資本金等を四分の一出資している法人のうち条例で定めるものに拡大されたことに伴い、当該法人を定めた。

二 条例の内容

1 出資法人の範囲

知事の調査権の対象となる条例で定める出資法人は、次に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

- (一) 財団法人広島県女性会議
- (二) 財団法人もみのき森林公園協会
- (三) 財団法人中央森林公園協会
- (四) 福山リサイクル発電株式会社
- (五) 財団法人広島原爆被爆者援護事業団
- (六) 財団法人広島勤労福祉事業団
- (七) 株式会社広島テクノプラザ
- (八) 株式会社広島ソフトウェアセンター
- (九) 社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会
- (十) 社団法人広島県山行苗木残苗補償協会
- (㊴) 広島空港ビルディング株式会社
- (㊵) 財団法人広島県教育職員互助組合

三 施行期日

平成二十四年三月二十三日

★ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例（条例第二号）（自然環境課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、指定猟法禁止区域等に知事が設置する標識の寸法を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で使用する用語の例による。

2 指定猟法禁止区域の標識の寸法

- (一) 表示面の一边の長さが三十センチメートル以上であること。
- (二) 立木等に固定させる場合にあつては、地上からの高さ百五十センチメートル以上の場所で固定させること。
- (三) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八十センチメートル以上であること。

3 鳥獣保護区及び特別保護地区の標識の寸法

- (一) 標柱（柱状で側面に表示できる標識をいう。以下同じ。）の場合にあつては、水平面の一边の長さが九十ミリメートル以上であり、地上部分の長さが二百センチメートル以上であること。
- (二) 制札（表示面と支柱がある標識をいう。以下同じ。）の場合にあつては、表示面は縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上であり、支柱の地上部分の長さは百五十センチメートル以上であり、支柱の太さは、木材を使用する場合にあつては、水平面の一边の長さは、七十ミリメートル以上であること。

4 休猟区の標識の寸法

- (一) 標柱の場合にあつては、水平面の一边の長さが九十ミリメートル以上であり、地上部分の長さが百二十センチメートル以上であること。
- (二) 制札の場合にあつては、表示面の一边の長さが三十センチメートル以上であること。

- (三) 立木等に固定させる制札の場合にあつては、地上からの高さ百五十センチメートル以上の場所で固定させること。

- (四) 支柱を用いる制札の場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八十センチメートル以上であること。

5 特定猟具使用禁止区域等の標識の寸法

- (一) 特定猟具使用禁止区域 3に同じ。

(二) 特定猟具使用制限区域 2に同じ。

6 特別保護指定区域の標識の寸法

制札の表示面の寸法は、縦七十センチメートル以上、横九十センチメートル以上であり、支柱の地上部分の長さは百五十センチメートル以上であること。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第三号）（こども家庭課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、児童福祉法（以下「法」という。）及び児童福祉法施行令で使用する用語の例による。

2 児童福祉施設

（一）一般原則

（1）児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の利用者及び入所している者（以下「利用者等」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

（2）児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

（3）児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（4）児童福祉施設の設置者は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（5）児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の保健衛生及び利用者等に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

（二）職員

児童福祉施設の利用者等の援助に従事する職員は、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（三）差別的取扱いの禁止

児童福祉施設の設置者は、利用者等の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（四）虐待等の禁止

児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（五）懲戒に係る権限の濫用禁止

児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。）に対し法第四十七条第二項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(六) 食事

- (1) 児童福祉施設（助産施設を除く。）において、利用者等に食事を提供するときには、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。
- (2) 児童福祉施設において、利用者等に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者等の健全な發育に必要な栄養量を含むものではない。
- (3) 食事は、(2)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用者等の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 児童福祉施設の設置者は、食育の推進に努めなければならない。

(七) 秘密保持等

- (1) 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(八) 苦情への対応

- (1) 児童福祉施設の設置者は、その行つた援助に關する利用者等又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 児童福祉施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- (3) 児童福祉施設の設置者は、その行つた援助に關し、助産又は保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- (4) 児童福祉施設の設置者は、都道府県又は市町村から(3)の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。
- (5) 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

3 助産施設

(一) 種類

- (1) 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。
- (2) 第一種助産施設とは、医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所である助産施設をいう。

- (3) 第二種助産施設とは、医療法第二条に規定する助産所である助産施設をいう。

(二) 第二種助産施設の職員

- (1) 第二種助産施設の設置者は、医療法第十一条又は第十二条の規定により助産所を管理する助産師のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- (2) 第二種助産施設の嘱託医（医療法第十九条に規定する嘱託する医師をいう。）は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 保育所

(一) 設備の基準

- (1) 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

- (4) 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、(4)の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、(4)の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(二) 職員

- (1) 保育所の設置者は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- (2) 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることとはできない。

(三) 利用料

法第五十六条第三項の規定により徴収する費用及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第四項の保育料（以下「徴収金等」という。）以外に、保育所が児童について提供するサービス（当該徴収金等を

支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

5 児童厚生施設

(一) 設備の基準

- (1) 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戲室、図書室及び便所を設けること。

(二) 職員

児童厚生施設の設置者は、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

6 児童家庭支援センター

(一) 設備の基準

児童家庭支援センターの設置者は、相談室を設けなければならない。

(二) 職員

- (1) 児童家庭支援センターの設置者は、法第四十四条の二第一項に規定する業務を担当する職員を置かなければならない。
- (2) (1)の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 食品衛生法施行令に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
(条例第四号) (食品生活衛生課)

一 制定の理由

食品衛生法施行令の一部が改正され、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 設備

理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設け、検査又は試験のために必要な機械及び器具であつて規則で定めるものを備えるものとする。

2 職員の配置

検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例（条例第五号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 職員の配置

地域活動支援センター（以下「センター」という。）には、一人以上の施設長及び二人以上の指導員を置かなければならない。

2 従たる事業所を設置する場合における特例

（一）センターの設置者は、センターにおける主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

（二）従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

3 規模

（一）センターの施設及び設備等は、十人以上の人員が利用できるものでなければならない。

（二）従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれの施設及び設備等は六人以上の人員が利用できるものでなければならない。

4 設備の基準

センターは、当該センターの用に供する次の設備を設けなければならない。

（1）創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備等を備えた場所

（2）利用者の特性に応じた便所

5 非常災害対策

（一）センターの設置者は、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

（二）センターの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

6 衛生管理等

(一) センターの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(二) センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

7 運営規程

センターの設置者は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項について、運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策に関する事項
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

8 定員の遵守

センターは、運営規程において定めた利用定員を超えて利用させてはならない。

9 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

(一) センターの設置者が利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

(二) 金銭の支払を求めるときは、利用者等に対し、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由を記載した書面によって説明を行い、その同意を得なければならない。

10 生産活動

(一) センターの設置者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情及び需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

(二) センターの設置者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

11 工賃の支払

センターの設置者は、生産活動に従事している利用者、生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

12 サービスの提供等の記録

(一) センターの設置者は、サービスの提供を受けた利用者、提供した日、内容等を記録し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(二) センターの設置者は、職員、設備、備品、会計等の記録を整備しなければならない。

13 秘密保持等

(一) センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(二) センターの設置者は、当該センターの職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

14 苦情解決

(一) センターの設置者は、提供したサービスに関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(二) センターの設置者は、苦情を受け付けたときは、その内容等を記録し、当該苦情の処理が終了した日から五年間保存しなければならない。

(三) センターの設置者は、苦情について県又は市町の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

(四) センターの設置者は、県又は市町から(三)の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

(五) センターの設置者は、社会福祉法の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに誠意をもつて対応し、苦情の解決に努めなければならない。

15 事故発生時の対応

(一) センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び講じた措置について、県等に連絡しなければならない。

(二) センターの設置者は、事故の状況及び講じた措置について記録し、当該事故の処理が終了した日から五年間保存しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 職員の配置

福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 規模

福祉ホームの施設及び設備等は、五人以上の人員が利用できるものでなければならぬ。

3 設備の基準

福祉ホームは、当該福祉ホームの用に供する次の設備を設けなければならない。

- (1) 収納設備等を除いた一人当たりの床面積が九・九平方メートル以上である居室
- (2) 利用者の特性に応じた浴室
- (3) 利用者の特性に応じた便所
- (4) 管理人室
- (5) 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋

4 構造設備

(一) 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(二) 福祉ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

5 非常災害対策

(一) 福祉ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

(二) 福祉ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

6 衛生管理等

(一) 福祉ホームの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(二) 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又

はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

7 運営規程

福祉ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項について、運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たつての留意事項
- (6) 非常災害対策に関する事項
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

8 定員の遵守

福祉ホームは、運営規程において定めた利用定員を超えて利用させてはならない。

9 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

(一) 福祉ホームの設置者が利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

(二) 金銭の支払を求めるときは、利用者に対し、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を記載した書面によつて説明を行い、その同意を得なければならない。

10 サービスの提供等の記録

(一) 福祉ホームの設置者は、サービスの提供を受けた利用者、提供した日、内容等を記録し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(二) 福祉ホームの設置者は、職員、設備、備品、会計等の記録を整備しなければならない。

11 秘密保持等

(一) 福祉ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(二) 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

12 苦情解決

(一) 福祉ホームの設置者は、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を

講じなければならない。

- (二) 福祉ホームの設置者は、苦情を受け付けたときは、その内容等を記録し、当該苦情の処理が終了した日から五年間保存しなければならない。
- (三) 福祉ホームの設置者は、苦情について県又は市町の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (四) 福祉ホームの設置者は、県又は市町から(三)の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。
- (五) 福祉ホームの設置者は、社会福祉法の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに誠意をもつて対応し、苦情の解決に努めなければならない。

13 事故発生時の対応

- (一) 福祉ホームの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び講じた措置について、県等に連絡しなければならない。
- (二) 福祉ホームの設置者は、事故の状況及び講じた措置について記録し、当該事故の処理が終了した日から五年間保存しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第七号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、老人福祉法の一部が改正され、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針

（一）養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものではない。

（二）養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うように努めなければならない。

（三）養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 設備の基準

（一）居室

（1）一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、一の居室の定員は、二人とすることができる。

（2）地階に設けてはならないこと。

（3）入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

（4）一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

（5）入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

（二）静養室

（1）医務室又は職員室に近接して設けること。

（2）原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

（三）食堂

（四）集会室

（五）浴室

（六）洗面所 居室のある階ごとに設けること。

- (七) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- (八) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。
- (九) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (十) 宿直室
- (十一) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- (十二) 面談室
- (十三) 洗濯室又は洗濯場
- (十四) 汚物処理室
- (十五) 霊安室
- (十六) 事務室その他の運営上必要な設備

3 職員の配置の基準

- (一) 養護老人ホームの設置者は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては(6)の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては(7)の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 一

- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

- (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

(6) 栄養士 一以上

- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

- (二) (一)にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。

(1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者の数が二十以下の場合における支援員の数を四以上とするなど、一般入所者の数に応じた支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二以上とすること。

イ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、

二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第八号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、老人福祉法の一部が改正され、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

(1) 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(2) 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

(3) 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

(4) 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(二) 設備の基準

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。） 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

- (3) 食堂

- (4) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

- (5) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (6) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (7) 医務室 診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

- (8) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

- (9) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

- (10) 看護職員室

- (11) 機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

- (12) 面談室

- (13) 洗濯室又は洗濯場

- (14) 汚物処理室

- (15) 介護材料室

- (16) 事務室その他の運営上必要な設備

(三) 職員の配置の基準

- (1) 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める員数の職員を置かなければならない。

ア 施設長 一

イ 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

ウ 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

エ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）は次の基準を満たす数

(ア) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

(イ) 看護職員の数は、入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上、入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上、入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三以上、入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

オ 栄養士 一以上

カ 機能訓練指導員 一以上

キ 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

(2) 施設長及び生活相談員は、常勤の者でなければならない。

(3) 看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(4) 機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

2 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

(1) ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものであるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(2) ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(二) 設備の基準

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、一の居室の定員は、二人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活

室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 診療所とすることし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 事務室その他の運営上必要な設備

(三) 職員の配置の基準

1 (三)に同じ。

3 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

1 (一)を準用する。

(二) 設備の基準

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 食堂

(4) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(7) 医務室 診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りるものとする。

(8) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合

合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(9) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 事務室その他の運営上必要な設備

(三) 職員の配置の基準

(1) 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める員数の職員を置かなければならない。

ア 施設長 一

イ 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

ウ 生活相談員 一以上

エ 介護職員又は看護職員は次の基準を満たす数

(ア) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

(イ) 看護職員の数は、一以上とすること。

オ 栄養士 一以上

カ 機能訓練指導員 一以上

キ 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの实情に応じた適当数

(2) 施設長は、常勤の者でなければならない。

(3) 生活相談員は、常勤の者でなければならない。

(4) 介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(5) 看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇

が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

ア 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

ウ 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

エ 診療所 事務員その他の従業者

(7) 機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

2 (一)を準用する。

(二) 設備の基準

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、一の居室の定員は、二人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下しなければならない。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入

居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

- ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 事務室その他の運営上必要な設備

(三) 職員の配置の基準

2 (三)に同じ。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第九号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法の一部が改正され、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員

介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員を三十人以上とする。

2 基本方針

(一) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

(二) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。

(三) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 人員に関する基準

(一) 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- (3) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

イ 看護職員の数は、次のとおりとする。

(ア) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(イ) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(ウ) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

(エ) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(4) 栄養士 一以上

(5) 機能訓練指導員 一以上

(6) 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

4 設備に関する基準

(一) 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。

イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設け、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法上の診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

(7) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下幅 一・八メートル以上（中廊下は、二・七メートル以上）とすること。

(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 運営に関する基準

(一) 内容及び手続の説明及び同意

指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際

しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項について文書等を交付して説明し、その開始について同意を得なければならない。

(二) 提供拒否の禁止

指定介護老人福祉施設の開設者は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(三) 指定介護福祉サービスの取扱方針

(1) 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

(2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(3) 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(四) 介護

(1) 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

(2) 指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

(五) 管理者による管理及びその責務

指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者とし、従業者の管理及び業務の実施状況の把握等を一元的に行わなければならない。

(六) 運営規程

指定介護老人福祉施設の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入所定員、利用料等の額、非常災害対策など施設の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(七) 従業者によるサービス提供

指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。

(八) 秘密保持等

指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(九) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

指定介護老人福祉施設の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者との間で、要介護被保険者を相互に紹介し合うことにより、金品その他の財産上の利益を供与又は收受してはならない。

(十) 苦情処理

- (1) 指定介護老人福祉施設の開設者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等の措置を講じなければならない。
- (2) 指定介護老人福祉施設の開設者は、市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

- (1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- (2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(二) 従業員の員数

3に同じ。

(三) 設備に関する基準

- (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

ア ユニット

- (ア) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (ウ) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、定員を二人とする場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とする。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (オ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (カ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(キ) 必要な設備及び備品を備えること。

(ク) 洗面設備は居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及び要介護者が使用するのに適したものとすること。

(ケ) 便所は居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

イ 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

ウ 医務室

(ア) 医療法上の診療所とすること。

(イ) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

エ 廊下幅 一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

オ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(四) 運営に関する基準

(1) ユニット型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱方針

ア ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして指定介護福祉施設サービスを行わなければならない。

イ ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者のプライバシーの確保に配慮して指定介護福祉施設サービスを行わなければならない。

ウ ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

エ ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(2) 介護

ア ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

イ ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

(3) 運営規程

ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従

業者の職種、員数及び職務の内容、入居定員、利用料等の額、非常災害対策など施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 職員の配置等

ア ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(ア) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(イ) 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(ウ) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（条例第十号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、介護保険法の一部が改正され、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針

- (一) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその者が居宅における生活に復帰することを目指すものでなければならない。
- (二) 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- (三) 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 人員に関する基準

- (一) 介護老人保健施設が有しなければならない従業者の員数は、厚生労働省令によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (2) 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上（看護職員の員数は看護職員又は介護職員の総数の七分の二程度を標準とする。）
- (3) 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える施設にあつては、常勤の者一に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上）
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上
- (5) 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上
- (6) 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 施設及び設備に関する基準

(一) 施設

- (1) 介護老人保健施設が有しなければならない施設は、厚生労働省令によるもののほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービ

ス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室とする。

(2) (1)の施設の基準は、次のとおりとする。

ア 談話室 入所者相互又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

イ 食堂 二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 浴室

(ア) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(イ) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

エ レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

オ 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

カ 便所

(ア) 療養室のある階ごとに設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

(二) 構造設備の基準

(1) 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

ア 介護老人保健施設の建物は、耐火建築物とすること。

イ 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

ウ 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。

エ 階段には、手すりを設けること。

オ 廊下の構造は、次のとおりとすること。

(ア) 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(イ) 手すりを設けること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

カ 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

キ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

4 運営に関する基準

(一) 内容及び手続の説明及び同意

介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あら

はじめ、入所申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項について文書等を交付して説明し、その開始について同意を得なければならない。

(二) 提供拒否の禁止

介護老人保健施設の開設者は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(三) 介護保健施設サービスの取扱方針

(1) 介護老人保健施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

(2) 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(3) 介護老人保健施設の開設者は、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(四) 診療の方針

介護老人保健施設における医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。

(2) 診療に当たっては、入所者の心身の状況を観察し、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の病状及び環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等は、別に定めるもののほか行ってはならない。

(6) 別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(五) 看護及び医学的管理の下における介護

介護老人保健施設の開設者は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(六) 管理者による管理及びその責務

介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者とし、従業者の管理及び業務の実施状況の把握等を一元的に行う。

(七) 運営規程

介護老人保健施設の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数

及び職務の内容、入所定員、利用料等の額、非常災害対策など施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(ハ) 従業者によるサービス提供

介護老人保健施設の開設者は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。

(九) 秘密保持等

介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(十) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

介護老人保健施設の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者との間で、要介護被保険者を紹介し合うことにより、金品その他の財産上の利益を供与又は收受してはならない。

(四) 苦情処理

(1) 介護老人保健施設の開設者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置する等の措置を講じなければならない。

(2) 介護老人保健施設の開設者は、市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

5

ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

(1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(2) ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(二) 従業員の員数

2に同じ。

(三) 施設及び設備に関する基準

(1) ユニット型介護老人保健施設が有しなければならない施設は、厚生労働省令で定めるもののほか、共同生活室、洗面設備、便所、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室とする。

(2) (1)に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

ア 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

- (ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

- (ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (ウ) 常夜灯を設けること。

エ 浴室

- (ア) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (イ) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- (3) (1)及び(2)のほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次のとおりとする。

ア ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物とすること。

イ 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

ウ 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。

エ 階段には、手すりを設けること。

オ 廊下の構造は、次のとおりとすること。

- (ア) 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

- (イ) 手すりを設けること。

- (ウ) 常夜灯を設けること。

カ 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

キ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(四) 運営に関する基準

- (1) ユニット型介護老人保健施設におけるサービスの取扱方針

ア ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者が、その有する能力に応じ

て、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができ
るようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動に
ついて必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして
介護保健施設サービスを行わなければならない。

イ ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者のプライバシーの確保に配
慮して介護保健施設サービスを行わなければならない。

ウ ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者又はその家族に対し、サー
ビスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

エ ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者等の生命又は身体を保護す
るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(2) 看護及び医学的管理の下における介護

ユニット型介護老人保健施設の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に
社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状
及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における
介護を行わなければならない。

(3) 運営規程

ユニット型介護老人保健施設の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者
の職種、員数及び職務の内容、入居定員、利用料等の額、非常災害対策など施設
の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 職員の配置等

ア ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の勤務の体制を定めるに当
たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(ア) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員
を配置すること。

(イ) 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護
職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(ウ) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ ユニット型介護老人保健施設の開設者は、当該ユニット型介護老人保健施設
の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第十一号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法等の一部が改正され、指定介護療養型医療施設の存続期間が平成三十年三月三十一日まで延長されるとともに、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針

(一) 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(二) 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて指定介護療養型施設サービスの提供に努めなければならない。

(三) 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 人員に関する基準

(一) 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
- (5) 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

(二) 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、一以上

- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- (4) 介護支援専門員 一以上
- (三) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
 - ア 大学の附属病院等である老人性認知症疾患療養病棟にあつては、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 - イ ア以外の病院である老人性認知症疾患療養病棟にあつては、常勤換算方法で、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

3

設備に関する基準

- (一) 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設は、談話室、食堂及び浴室を有し、その設備は次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
 - (3) 患者が使用する廊下であつて、病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で一・八メートル以上（両側に病室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上）としなければならない。
 - (4) 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者相互又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
 - (6) 食堂は、内法による測定で、入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(二) 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設は、談話室、食堂及び浴室を有し、その設備については、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

(3) 患者が使用する廊下であつて、病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で一・八メートル以上（両側に病室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上）としなければならない。

(4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(5) 談話室は、療養病床の入院患者相互又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

(6) 食堂は、内法による測定で、入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(三) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有し、その設備については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

(4) 患者が使用する廊下であつて病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で一・八メートル以上（両側に病室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上）としなければならない。

(5) 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

(6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、入院患者一人につき二平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7) 食堂は、入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

4

- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
運営に関する基準

(一) 内容及び手続の説明及び同意

指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項について文書等を交付して説明し、その開始について同意を得なければならない。

(二) 提供拒否の禁止

指定介護療養型医療施設の開設者は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(三) 指定介護療養施設サービスの取扱方針

- (1) 指定介護療養型医療施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。
- (2) 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (3) 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(四) 診療の方針

指定介護療養型医療施設における医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に知事が定める基準によらなければならない。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、入院患者の心身の状況を観察し、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入院患者の病状及び環境等の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等は、別に定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 別に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。
- (7) 自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(五) 看護及び医学的管理の下における介護

指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び

医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(六) 管理者による管理及びその責務

指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならず、従業者の管理及び業務の実施状況の把握等を一元的に行う。

(七) 運営規程

指定介護療養型医療施設の開設者は、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入院患者の定員、利用料等の額、非常災害対策など施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(八) 従業者によるサービス提供

指定介護療養型医療施設の開設者は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。

(九) 秘密保持等

指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(十) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

指定介護療養型医療施設の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者との間で、要介護被保険者を相互に紹介しあうことにより、金品その他の財産上の利益を供与又は収受してはならない。

(四) 苦情処理

(1) 指定介護療養型医療施設の開設者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置する等の措置を講じなければならない。

(2) 指定介護療養型医療施設の開設者は、市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(二) 従業員の員数

2に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニット

及び浴室を有し、その設備については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

- (ア) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上（定員が二人の場合は、二十一・三平方メートル以上を標準とする。）とすること。

(エ) 病室にはブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(オ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(カ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(キ) 共同生活室には、必要な設備及び備品を備えること。

(ク) 洗面設備は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及び身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ケ) 便所は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ウ 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

オ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニット及び浴室を有し、その設備は次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上（定員が二人の場合は、二十一・三平方メートル以上を標準とする。）とすること。

(エ) 病室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(オ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(カ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(キ) 共同生活室には、必要な設備及び備品を備えること。

(ク) 洗面設備は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及び身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ケ) 便所は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ウ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

オ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有し、その設備については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、十三・二平方メートル以上（定員が二人の場合は、二十一・三平方メートル以上）を標準とすること。

(エ) 病室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(オ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(カ) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(キ) 共同生活室には、必要な設備及び備品を備えること。

(ク) 洗面設備は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及び身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ケ) 便所は病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ウ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

オ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(四) 運営に関する基準

(1) ユニット型指定介護療養型医療施設におけるサービスの取扱方針

ア ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして指定介護療養施設サービスを行わなければならない。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者のプライバシーの確保に配慮して指定介護療養施設サービスを行わなければならない。

ウ ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

エ ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(2) 看護及び医学的管理の下における介護

ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもつて看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(3) 運営規程

ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入院患者の定員、利用料等の額、非常災害対策など施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 職員の配置等

ア ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、次に定める職員配置を行わなければならない。

(ア) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(イ) 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(ウ) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例（条例第十二号）（職業能力開発課）

一 制定の理由

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）において、職業能力開発促進法の一部が改正され、職業能力開発校等で実施する職業訓練等を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、職業能力開発促進法で使用する用語の例による。

2 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練

（一）主として知識を習得するために行われる職業訓練

（二）短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練

（三）教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

3 公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし行うことができる職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

4 職業訓練の基準は、次に掲げる職業訓練の訓練課程の区分に応じ、当該各号に定める事項について規則で定める。

（一）普通課程 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験

（二）短期課程 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備

（三）専門課程 訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験

（四）専門短期課程 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備

5 無料とする公共職業訓練の基準は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の職業訓練とする。

6 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準は、都道府県知事の免許を受けた者その他規則で定める者とする。

7 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準は、普通職業訓練における職業訓練指導員と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者で、規則で定める者とする。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（条例第十三号）（道路企画課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、道路法の一部が改正され、県が管理する県道（以下「道路」という。）の構造の技術的基準等を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、道路法（以下「法」という。）及び道路構造令（以下「構造令」という。）で使用する用語の例による。

2 道路の構造の一般的技術的基準

（一）道路を新設し、又は改築する場合における法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、構造令第三条の規定による区分（以下「区分」という。）に従い、（二）から（七）まで及び4に規定するものとした。

（二）車線

（1）車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとした。

（2）区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の下欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。（3）において同じ。）の数は、二とした。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
第一種	第二級	平地部	一四、〇〇〇
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇
第三種	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
第四級		平地部	八、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇

第四種				山地部
	第一級	第二級	第三級	
	一二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

(3) (2)の道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は一四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線数は二以上とし、区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表の下欄に掲げる値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとした。

区	第一種			第二種				第三種			第四種			地形	一車線当たりの設計基準交通量 (単位 一日につき台)
	第二級	第三級		第四級		第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級			
	平地部	平地部	山地部				平地部	平地部	山地部				山地部		
	一二、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、〇〇〇				九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇				八、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	</														

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

- (4) 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値とするものとした。

区	第一種				第二種				第三種				第四種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第二級	第三級		第四級	第一級	第二級		第一級	第二級		第二級	第一級		第二級及び第三級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		普通道路	小型道路			普通道路	小型道路		普通道路	小型道路		普通道路	小型道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
分	三・五	普通道路	小型道路		三・二五	普通道路	小型道路		三・二五	普通道路	小型道路		三・二五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		三・〇	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		三・二五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		三・〇	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路		二・七五	普通道路	小型道路	</

(三) 自転車道、自転車歩行者道及び歩道

- (1) 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとした。
- (2) 自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとした。
- (3) 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとした。

(四) 設計速度

道路（副道を除く。）の設計速度は、区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値とした。

区 分		第一種			第二種			第三種			第四種			
		第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）		一〇〇				八〇				六〇				四〇、三〇又は二〇
		八〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				五〇、四〇又は三〇
		六〇				八〇				六〇、五〇又は四〇				六〇、五〇又は四〇
		六〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				五〇、四〇又は三〇
		六〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				四〇、三〇又は二〇
		八〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				五〇、四〇又は三〇
		六〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				四〇、三〇又は二〇
		六〇				六〇				六〇、五〇又は四〇				五〇、四〇又は三〇

(五) 線形及び勾配

(1) 曲線半径、緩和区間、視距、縦断曲線等により構成される道路の線形は、区分又は設計速度に応じ、設定するものとした。

(2) 曲線部の片勾配、縦断勾配、横断勾配、合成勾配等により構成される道路の勾配は、区分又は設計速度に応じ、設定するものとした。

(六) 舗装

車道、中央帯、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、原則舗装するものとした。

(七) 平面交差又は接続

(1) 道路と国道等は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならないものとした。

(2) 道路と国道等が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとした。

3 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合は、当該交差が一時的である場合その他規則で定める場合とした。

4 その他道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（条例第十四号）
（都市環境課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、都市公園法の一部が改正され、県が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、都市公園法及び都市公園法施行令で使用する用語の例による。

2 都市公園の配置及び規模の基準

- (一) 県が設置する都市公園は、国及び地方公共団体の設置する都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を十平方メートル以上として配置し、及び規模を定めること。
- (二) 県が設置する都市公園は、その特質に応じて県内における分布の均衡を図ること。
- (三) 県が設置する都市公園は、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び規模を定めること。
- (四) 県が設置する主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、おおむね十五ヘクタール以上とすること。
- (五) 県が設置する一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、県民が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、おおむね五十ヘクタール以上とすること。
- (六) 県が設置する主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園は、その設置目的に応じた機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めること。

3 公園施設の建築面積の基準

公園施設の建築面積に対する敷地面積の割合は百分の二とし、特例として休養施設、運動施設、教養施設等の公園施設については百分の十とし、仮設公園施設については、それらの割合を百分の二を限度として超えることができることとした。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（条例第十五号）（都市環境課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）において、下水道法の一部が改正され、県が設置する流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、下水道法及び下水道法施行令で使用する用語の例による。

2 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準

- (一) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (二) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- (三) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）については、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (四) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分については、ステンレス鋼その他の腐食にくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (五) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良その他の規則で定める措置が講じられていること。

3 排水施設の構造の基準

- (一) 排水管内径及び排水渠きの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水流量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (二) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分については、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (三) 暗渠きょその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所については、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (四) 暗渠きょである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠きょの清掃に必要な箇所については、マンホールを設けること。
- (五) マンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

4 処理施設の構造の基準

- (一) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(二) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

5 適用除外

2から4までの基準は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

(一) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

(二) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

6 終末処理場の維持管理

(一) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(二) 沈砂池又は沈殿池の泥溜めに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(三) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(四) (一)から(三)までのほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

(五) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(六) (五)のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（人事課）

一 改正の理由

災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当について、東日本大震災に関連する災害応急作業等の業務に従事する場合の特例を定めた。

二 改正の内容

1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の敷地内及びその周辺区域で業務を行う職員に、次のとおり特殊勤務手当を支給することとした。

業務を行う区域	手 当 額	（ 日 額 ）
福島原発の敷地内	人事委員会が定める施設の外 二〇、〇〇〇円 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 四〇、〇〇〇円を超えない範囲内で人事委員会が定める額）	人事委員会が定める施設内 五、〇〇〇円
警戒区域	屋外 一〇、〇〇〇円 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 二〇、〇〇〇円）	屋内 二、〇〇〇円
計画的避難区域	屋外 五、〇〇〇円	屋内 一、〇〇〇円
屋内退避指示区域	屋外 二、五〇〇円	

2 東日本大震災に対処するため、職員が巡回監視・応急作業等に五日以上連続して従事した場合には、現行の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額に、当該額（作業が夜間に行われた場合等に加算する額を除く。）の百分の百に相当する額を加算した額を支給することとした。

三 施行期日等

平成二十四年三月二十三日から施行し、平成二十三年三月十三日から適用する。

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第十七号）（行政管理課）

一 改正の理由

事務事業の見直し等及び警察法施行令の一部改正に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

最小の経費で最大の効果を発揮し、県民サービスのより一層の向上を図るため、効率的な組織体制の整備、職員の業務効率の向上などの行政改革に取り組み、知事の事務部局等の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、二九一人	四、二二六人	△六五人
教育委員会の事務部局の職員	三五〇人	三四九人	△一人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少などに伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二二三人	五、二二三	△九人
市町立学校県費負担教職員	一四、八五〇人	一四、八四八	△二人

3 広島県警察職員定員条例の一部改正

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
警察官	五、一〇五人	五、一一五人	一〇人
警部補	一、四九一人	一、四九四人	三人
巡査部長	一、五四三人	一、五四六人	三人
巡査	一、五九〇人	一、五九四人	四人

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十八号）（財政課）

一 改正の要旨

建築基準法の改正に伴う建築物の確認申請手数料等の金額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築基準法の改正に伴う建築物の確認申請手数料等の金額、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る手数料の金額及び長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料の金額の改正
	一般旅券を早期に発給する場合の発給手数料の新設等
	社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う登録特定行為事業者の登録申請手数料等の新設
	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の金額の改正
	介護保険法の改正に基づく介護サービス情報調査事務手数料の廃止等
	長期優良住宅建築等計画に係る一部の審査を受けて申請する場合の手数料の新設
広島県警察関係手数料条例	道路交通法施行令の改正に基づく運転免許試験手数料の金額の改正等
行政財産の使用料に関する条例	広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に伴う地下埋設物件に係る行政財産の使用料の金額の改正
広島県道路占用料徴収条例	道路法施行令の改正に基づく道路占用料の金額の改正等
県立病院使用料及び手数料条例	先進医療に係る技術料の新設等

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 2（経過措置） 平成二十四年三月二十三日
- (二) (一)、(三)及び(四)以外の改正 平成二十四年四月一日
- (三) 広島県手数料条例の改正のうち長期優良住宅建築等計画に係る一部の審査を受けて申請する場合の手数料の新設 平成二十四年六月一日
- (四) 広島県手数料条例の改正のうち一般旅券を早期に発給する場合の発給手数料の新設等 平成二十四年十月一日

2 経過措置

1(二)の施行期日における改正後の広島県手数料条例の施行前に行うことができる登

録特定行為事業者の登録の申請等に対する審査については、平成二十四年三月二十三日以後行うことができることとし、一件につき、それぞれ同条例に定める金額の手数を徴収するなどの必要な経過措置を設けた。

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税及び県たばこ税に関する規定を改正するとともに、低炭素社会の実現に向けた取組の一環として自動車税に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

(1) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とした。

(2) 平成二十五年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその十分の一に相当する金額を控除する措置を廃止した。

(3) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後七年（現行三年）を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長した。

(4) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長した。

(5) 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の標準税率に五百円を加算した額とした。

(二) 不動産取得税

(1) 東日本大震災による被災農用地の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

(2) 警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

(三) 県たばこ税

(1) 県たばこ税の税率を、平成二十五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、千本につき六百四十四円引き下げた。

(2) 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成二十五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、千本につき三百五円引き下げた。

(四) 自動車税

低炭素社会の実現に向けた取組の一環として、国の制度を補完するため、環境性に優れたクリーンディーゼル乗用車のうち、平成二十四年度又は平成二十五年度に新車新規登録を受けるものについてそれぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度の自動車税の軽減措置を講じることとした。

(五) その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

2 広島県税条例の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

3 広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置に係る規定の整理を行った。

4 ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正

1 (一)(5)に伴う必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

1 2 から4 までの改正 平成二十四年三月二十三日

2 1 (一)(5)及び4 の改正 平成二十四年四月一日

3 1 (一)(2)及び1 (五)の改正 平成二十五年一月一日

4 1 (三)及び1 2 の改正 平成二十五年四月一日

★ 広島県局設置条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（戦略企画チーム）

一 改正の理由

魅力ある地域環境の創出に向けて、都市の活性化と中山間地域の振興対策を総合的に推進するとともに、社会資本マネジメントの一体的な推進を図るため、組織機構の再編整備を行うこととし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 組織機構の再編整備

改 正 前		改 正 後	
名 称	分 掌 事 務	名 称	分 掌 事 務
地域政策局	(一) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項	地域政策局	(一) 都市活性化、中山間地域対策その他地域振興の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
土木局	(一) 道路及び河川に関する事項 (二) 空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事項（他局の主管に属する事項を除く。）	土木局	(一) 道路及び河川に関する事項 (二) 都市計画（他局の主管に属する事項を除く。）その他都市の整備に関する事項 (三) 住宅及び建築に関する事項 (四) 空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事項
都市局	(一) 都市計画その他都市の整備に関する事項 (二) 住宅及び建築に関する事項		

2 関係条例の一部改正

組織機構の再編整備に伴い、附属機関の庶務の処理に係る規定を整理するため、関係条例について、所要の改正を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対 象 市 町
介護保険法に基づく事務のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するために必要な協議の結果に基づく指定居宅サービス事業者の指定に当たっての条件の付加等		呉市及び三次市

2 その他ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の規定により、及び法令改正に伴い改正が必要となった規定について、整理を行った。

三 施行期日

1 2及び3以外の改正 平成二十四年四月一日

2 二2（ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例のうち、廿日市市に関するものに限る。）の改正 平成二十四年五月二日

3 二2（水質汚濁防止法に関するものに限る。）の改正 平成二十四年六月一日

★ 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（県民活動課）

一 改正の要旨

外国人登録法の廃止に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証申請等の添付書類について、外国人登録原票の記載事項証明書を住民票の写し等とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年七月九日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（
医務課、産業人材課）

一 改正の要旨

県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材を育成するため、個人に貸し付ける修学資金の返還債務を、その貸付けの目的を達したと認められる場合などに免除することができるようにするとともに、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ かきの処理をする作業場に関する条例及び食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

生食用食肉を取り扱う業者が整備すべき施設の基準を定めるとともに、飲食店等の利用者が施設基準に適合した施設であることなどを確認できるよう業者に許可証等の掲示を義務付けた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日。ただし、許可証等の掲示の義務付けについては平成二十四年七月一日

★ 広島県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者基本法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（介護保険課）

一 改正の要旨

介護保険法の一部改正に伴い、平成二十四年度において広島県介護保険財政安定化基金を取り崩した額の一部を、介護保険料の増加抑制のために市町に交付する事業、県の介護保険に関する事業等の経費の財源に充てることができるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（高齢者支援課）

一 改正の要旨

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう支援することを目的として、広島県介護基盤緊急整備等基金を活用した地域包括ケアの推進等に係る事業に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）において、職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年三月二十三日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業のうち居住の安定の確保等を目的とする事業の実施期間が平成二十五年まで延長されることに伴い、広島県緊急雇用対策基金を引き続き当該事業の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年三月二十三日

★ 広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例（条例第三十号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

- 1 港湾の利用の促進を図ることを目的として、広島港、福山港及び尾道系崎港の港湾施設の係船料又は使用料について、次のとおり軽減措置を講じた。
 - (一) 広島港出島地区、福山港箕沖地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十五年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
 - (二) 広島港廿日市地区及び尾道系崎港機織地区における木材運搬船が使用する施設に係る係船料について、平成二十五年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
- 2 港湾管理施設の名称の変更に伴う所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年三月二十三日

★ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）
（都市政策課）

一 改正の要旨

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が改正され、十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町の区域にわたるものを除く。）に係る都市の風致を維持するための必要な規制の権限及び条例制定権が市に移譲されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 経過措置

市については、当該市に係る風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令で定める基準に従った条例を制定施行するまでの間は、なお従前の例によることとするが、当該市の風致地区内における行為の許可等については、当該市の長が行うこととする経過措置を設けた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（住宅課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅に入居することができる者の収入基準等を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 公営住宅に入居することができる者の収入基準を次のとおり定めることとした。
 - (一) 入居者又は同居者が障害者、戦傷病者等である場合の収入基準は、政令に規定する金額以下で知事が定める金額とした。
 - (二) (一)以外の者の収入基準は、政令に規定する金額以下で知事が定める金額とした。
- 2 広島県営住宅管理審議会において県営住宅等の整備に関する重要事項を調査審議することとした。

- 3 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（企業局）

一 改正の理由

広島県工業用水道事業のサービスの向上と事業運営の効率化を図るため、当該事業において設ける施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう必要な規定を整備した。

二 改正の内容

1 題名の改正

題名を「広島県工業用水道条例」に改めた。

2 指定管理者による管理

広島県工業用水道事業において設ける施設の管理を指定管理者制に移行させることに伴う関係規定の整備を行った。

3 その他必要な改正を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例（
条例第三十四号）（企業局）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、水道法の一部が改正され、技術者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道技術管理者等の資格基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるとともに、広島県水道用水供給事業のサービスの向上と事業運営の効率化を図るため、当該事業において設ける施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう必要な規定を整備した。

二 改正の内容

1 題名の改正

題名を「広島県水道用水供給水道条例」に改めた。

2 水道法の規定に基づく基準等

水道法の規定に基づき条例で定めることとされた基準を次のとおり定めた。

(一) 技術者による監督を行わせる水道の布設工事

水道施設の新設又は管理者が定めるその増設若しくは改造の工事とする。

(二) 水道の布設工事の監督業務を行う技術者の資格基準

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校等において管理者が定める課程又は学科目を修めて卒業した後、管理者が定める水道に関する技術上の実務経験を有する者等とする。

(三) 水道技術管理者の資格基準

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校等において管理者が定める課程又は学科目を修めて卒業した後、管理者が定める水道に関する技術上の実務経験を有する者等とする。

3 指定管理者による管理

広島県水道用水供給事業において設ける施設の管理を指定管理者制に移行させることに伴う関係規定の整備を行った。

4 その他必要な改正を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立白木高等学校及び広島県立大和高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（警察本部）

一 改正の理由

風俗営業に係る情報提供等を行う事業者の違法な風俗営業等を助長する行為などにより、青少年の健全な成長と繁華街における健全なまちづくりを阻害することのないよう、必要な措置を講じた。

二 改正の内容

1 定義規定の追加

風俗案内の定義に、風俗営業の客となろうとする者を営業所等に送り届けること、待ち合わせ場所の提供又は代理契約、媒介若しくは取次ぎを行うことなどを新たに加えた。

2 風俗案内業を禁止する地域（以下「禁止地域」という。）の新設

（一）禁止地域は次に掲げる地域とした。

（1）第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

（2）商業地域のうち、特に青少年の健全な育成又は健全なまちづくりの支障となる街区及びそれらに接する道路の部分

（3）（1）及び（2）のほか、次に掲げる施設の敷地の周囲から、当該施設ごとにそれぞれ定める距離の区域内の地域

ア 学校、児童福祉施設等の青少年が利用する施設

イ 平和記念公園（広島市中区大手町一丁目十番街区及び同区中島町一番街区）
平和大通りの北側の路端より北の部分に限る。）

ウ 図書館

エ 病院又は診療所（四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

（二）風俗案内業の事業所の所在地が禁止地域に該当することとなった場合には、一年間に限り、当該風俗案内業を行うことができることとした。

3 欠格事由の新設

次の事由に該当する者は、風俗案内業を行ってはならないこととした。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又はこの条例若しくはこの条例の目的に関連する法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

（三）最近五年間に風俗案内業に関する事業停止命令又は事業廃止命令に違反した者
（四）暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

- (五) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (六) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- (七) 役員等が(一)から(五)までのいずれかに該当する法人

4 届出事項の追加

風俗案内業を行おうとする者の届出事項に、法人の役員の氏名、住所及び生年月日を追加した。

5 名義貸しの禁止の新設

風俗案内業の届出をした者が、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない旨の規定を新たに設けた。

6 禁止行為の追加

- (一) 性風俗特殊営業の営業等が禁止される地域においては、性風俗特殊営業に関する風俗案内を禁止した。
- (二) 許可を受けていない接待風俗営業又は届出をしていない性風俗特殊営業に関する風俗案内を禁止した。
- (三) 午前一時まで風俗案内が行える区域を更に限定した。
- (四) 十八歳未満の者が利用者に接する業務に従事することを禁止した。
- (五) 接待風俗営業の営業所で、卑わいな行為が行われていると思わせる事項を利用者に告げること又は当該行為が行われている接待風俗営業に関する風俗案内を禁止した。

7 風俗案内受託時の確認等の義務化

事業者には、委託者が風俗営業の許可を受けていること又は届出をしていることを確認し、当該許可又は届出に係る事項を記録する台帳を備え付けることを義務付けた。

8 公安委員会による事業廃止命令の新設

公安委員会は、事業者が次の(一)から(三)までに該当することが判明したときは、当該事業者に対し、風俗案内業の廃止を命じることができる旨の規定を新たに設けた。

- (一) 事業者が禁止地域で風俗案内業を行ったこと。
- (二) 事業者等が欠格事由に該当したこと。
- (三) 事業者本人又は法人の役員等が暴力団への利益供与等に関する公安委員会の勧告に従わなかったことを理由に公表されていること。

9 罰則規定の追加

- (一) 禁止地域で風俗案内業を行った者、名義貸しをした者、性風俗特殊営業に関する風俗案内が禁止される地域で風俗案内を行った者又は事業廃止命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

- (二) 7の台帳を備えなかった者等は二十万円以下の罰金に処することとした。

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十四年六月一日

2 経過措置

(一) この条例の施行の際現に届出をして風俗案内業を行っている(1)から(3)までの者に対する経過措置を設けた。

(1) 禁止地域で風俗案内業を行っている者は、引き続き平成二十五年六月一日まで当該風俗案内業を行うことができることとした。

(2) この条例の施行の際現に風俗案内業の欠格事由に該当する者（暴力団員である場合を除く。）であつても、平成二十五年六月一日までの間は、この条例の施行後に生じた事由により欠格事由に該当する場合を除き、事業廃止命令の対象とはならないこととした。

(3) この条例の施行により、午前一時まで風俗案内業を行うことができなくなる地域で風俗案内業を行っている者は、平成二十五年六月一日までの間、引き続き午前一時まで風俗案内業を行うことができることとした。

(二) この条例の施行の際現に風俗案内を受託している者は、平成二十四年七月一日までに、当該委託者の風俗営業の許可又は届出について確認をするよう努めるものとした。

(三) この条例の施行前にした行為に対する公安委員会の指示又は事業停止命令（これによる罰則も含む。）の適用については、なお従前の例によることとした。

(四) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

★ 広島県雇用創出基金条例を廃止する条例（条例第三十七号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 廃止の理由

国からふるさと雇用再生特別交付金の交付を受けて設置された広島県雇用創出基金の事業が終了することに伴い、広島県雇用創出基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十四年六月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 改正の理由

広島県局設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を整理するため、所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日